

2 水 大 第 7 5 8 号
令和2年12月10日

愛知県アスベスト対策協議会
構成機関・団体各位

愛知県アスベスト対策協議会事務局
(愛知県環境局環境政策部水大気環境課)

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（通知）

寒冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本県のアスベスト対策の推進につきまして、格別のご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、解体等工事による石綿の飛散防止をより一層徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が令和2年6月5日に公布され、関係政省令と併せ、原則令和3年4月1日から施行されます。

これを踏まえ、令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号により、環境省水・大気環境局長から、別添のとおり通知がありましたので、業務の参考にしてください。

担当 愛知県環境局
環境政策部水大気環境課
大気規制グループ
電話 052-954-6215（ダイヤルイン）
FAX 052-961-4025

(施行注) 国通知文を添付